広報
みつえ
Public Relations
MITSUE
令和5年4月1日発行
2023
4
No.412

御杖小学校卒業式・御杖中学校卒業式
ご卒業おめでとうございます！

CONTENTS

P1 小学校・中学校卒業式
P2 村長施政方針
P3～5 令和5年度予算
P6～7 議会だより
P8～10 保健・福祉センター情報
P11 お知らせ
P12～13 奈良県知事・県議会議員選挙について
P14～15 地域学校パートナーシップだより
P16～26 お知らせ
P27 図書だより・
P28 駐在所だより 他
P29 姫石の湯だより
P30 人事異動 他

令和5年度 村長施政方針 要約

この掲載文は、原文を3分の1程度に要約したものです。文脈の雑然にはご理解お願いいたします。

新年度の始まりにあたり、所信と主要施策の概要を申し述べ、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

● 国内外の情勢と編成方針

ウィズコロナとなって早3年、日本では、マスクの着用基準などが見直され、徐々にコロナ禍前の日常が戻りつつあります。一方、国外において、ロシアとウクライナの戦争は未だ事態終結への道筋が見えず、様々な物価の高騰・金融資本市場の変動など、私たちの日常生活に大きな影響を及ぼしています。

このような経済状況の中ではありますが、喫緊の課題である過疎化・少子高齢化対策等、総合戦略に掲げた施策を中心に、長期総合計画に基づき、行財政運営を行ってまいります。

● 令和5年度における施策の展開

次頁にも記載のとおり、一般会計予算は、27億6,400万円で昨年度当初予算から4億1,700万円(17.8%)の増となりました。以下、新年度予算案の概要につきまして、長期総合計画の基本目標に沿ってご説明申し上げます。

創造の杖（農業・林業・商工観光）

農業では、農家の経営基盤強化に向け効率化・省力化を図るためのスマート農業に新しく取り組み、林業では、引き続き施業放置林の適正な管理や担い手対策などを進めるとともに、バイオマスエネルギーを中心とした山林資源の村内循環の仕組みを充実させます。

商工観光について、例年発行しているプレミアム商品券は、対象者を拡大し、さらに充実したものにします。また、観光やレジャーで訪れる方々の来村満足度を高めるため、公衆トイレの増設や観光施設の適正な維持管理を行います。

育成の杖（子育て・教育・歴史文化・健康・福祉）

子育て支援については、保育料等の無償化や予防接種費用の助成を継続しつつ、医療費助成の拡大を行うとともに、独自の取組みである人材育成塾も運営を続けます。

教育では、9年間の小中一貫教育を進める中で、教員確保に向けた取組みや遠距離通学対策としてのスクールバス更新を行います。また、文化庁の「歴史の道百選」に選定されている伊勢本街道について、国の史跡登録に向けた申請を進めます。

新型コロナの拡大で、個人の健康管理の必要性が再認識され、行政による支援充実が望まれていることから、健康管理システムを活用した村民の健康維持に努めてまいります。

高齢化が進む本村では、施設サービスの需要が更に増えると考えられることから、保健センター等を改修し、適切な施設管理を行います。

環境の杖（生活基盤・生活安全・人権）

舗装・橋梁補修や簡易水道の配水管布設替えは、引き続き年次計画的に進めます。

移住定住の第一歩の場所として単身者用住宅を整備し、空き家の活用とあわせて、村への移住定住を促進します。

防災対策として、今年度は、神末体育館の耐震化と神末中央集落センターの改修を行うとともに、ヘリポートの増設に取り組み、村民が安心して暮らせるむらづくりに努めます。

● 結びに

以上、令和5年度に向けた施政方針と予算案の概要について申し上げました。地域を活性化し、来村者にとっても魅力あふれる村を目指して、積極的な大型予算となりました。村民の皆様と一緒にむらづくりを進めてまいりたいと思います。

令和5年度 一般会計予算

一般会計予算は27億6,400万円で、前年度当初予算に比べて4億1,700万円、17.8%の増額となっています。特別会計を合わせた村全体の予算総額は37億5,297万9千円となりました。

一般会計	27億6,400万円	(対前年度比17.8%増)
特別会計	9億8,897万9千円	(対前年度比3.7%減)
全会計	37億5,297万9千円	(対前年度比11.2%増)

一般会計

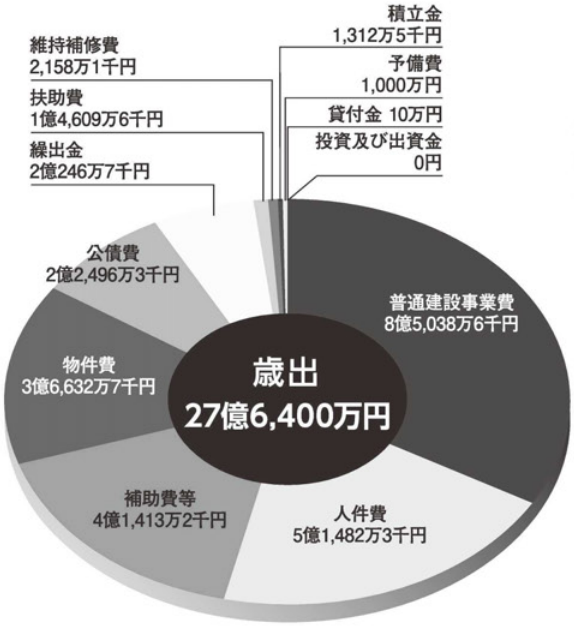

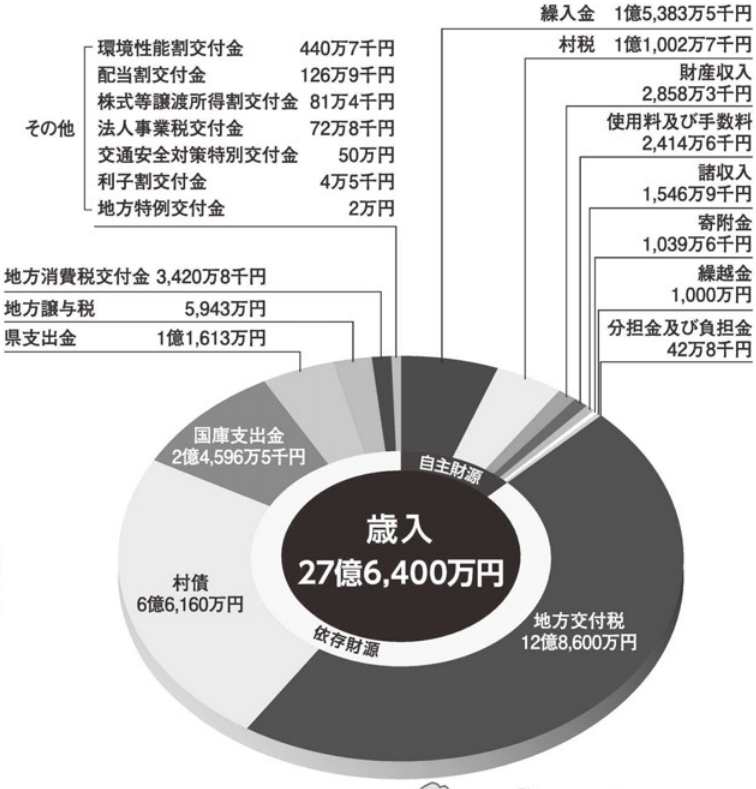

一般会計 村民1人当たりの予算 1,919,444円
(令和5年3月1日現在人口 1,440人)

目的別から見たお金の使い方

※( )内は村民1人当りの金額。(令和5年3月1日現在の総人口1,440人で算出)

公債費	民生費	総務費	農林水産業費
村債やその利子の返還のために	福祉・医療のために	行政運営のために	農林業の振興のために
2億2,496万3千円 (156,224円)	5億6,456万9千円 (392,061円)	4億5,000万9千円 (312,506円)	1億5,754万5千円 (109,406円)

土木費	教育費	衛生費	消防費
道路や村営住宅のために	学校や生涯学習のために	ごみ処理や病気予防のために	消防や防災対策のために
4億4,162万6千円 (306,684円)	3億4,446万8千円 (239,213円)	1億8,695万2千円 (129,827円)	1億2,934万円 (89,819円)

商工費	議会費	労働費	予備費
商工業・観光振興のために	議会運営のために	雇用を促進するために	緊急時に備えるために
2億1,755万9千円 (151,082円)	3,646万9千円 (25,325円)	50万円 (347円)	1,000万円 (6,944円)

会計別予算

（単位: 千円･%）

会計名			令和5年度	令和4年度	前年度比	
一般会計			2,764,000	2,347,000	417,000	17.8
簡易水道事業			123,216	139,119	△ 15,903	△ 11.4
特別会計	国民健康保険		381,561	407,476	△ 25,915	△ 6.4
	内訳	（事業勘定）	270,244	290,560	△ 20,316	△ 7.0
		（診療施設勘定）	111,317	116,916	△ 5,599	△ 4.8
	介護保険		440,298	437,681	2,617	0.6
	後期高齢者医療		43,904	43,037	867	2.0
合　計			3,752,979	3,374,313	378,666	11.2

創造の杖（農業、林業、商工観光）～地域資源を活かした産業の振興～

（単位: 千円）

●桃俣地区公衆トイレ整備　81,224

桃俣地区に新たに広い駐車スペース付の男女別個室各１基の水洗公衆トイレを設置します。

●プレミアム商品券発行事業　34,034

地域経済の活性化対策として、村内の商店等で利用できるプレミアム商品券を発行します。今年度は通常分に加え、通勤・通学（通塾）に対する支援分のプレミアム商品券も発行します。

●施業放置林整備事業　29,627

森林環境譲与税を財源とし、森林の保全や水源のかん養など、森林が発揮すべき環境面の機能増進を図るため、施業放置森林の間伐を行います。

●農業経営基盤強化促進事業補助金事業　10,000

農業者に対して、ビニールハウスの設置や農業用機械の購入等に対しての支援に加え、農業法人等への経営規模拡大に対する補助を行うことで、基幹産業である農業の生産性を向上させるとともに、将来にわたって地域の農業を発展させる担い手の確保を目指します。

●米の直接支払交付金事業　9,450

米の価格低迷に苦しむ農家への支援策として、既に廃止された国の制度に代わり、村単独で米の直接支払交付金事業を行います。昨年度から反当り単価を15,000円としています。

●新規就農者誘致事業　7,486

地域産業の活性化と就農に意欲のある者を新たな担い手として積極的に誘致するとともに、経営基盤や資金に乏しい新規就農者に対して、農業用設備・機械器具等の導入支援を行います。

●みつえ青少年旅行村リニューアル基本設計　5,005

前回のリニューアルから１７年が経過し、老朽化した施設を改善するとともに、増加するキャンプ客のニーズに対応することなどを目的として、再施設リニューアルを進め、さらなる集客を図ります。

●特産品利活用事業　4,000

村内で生産された農林畜水産物の高付加価値化を図り、農林畜水産物等を活用した加工品開発や販売などの取組を支援します。

育成の杖（子育て、教育、歴史文化、健康、福祉）～地域ぐるみの学び・育ちの推進～

（単位: 千円）

●神末レクレーション体育館耐震改修　66,366

御杖村耐震改修促進計画に基づき、地震による倒壊等を未然に防止し、村民の安全を確保することを目的として、神末レクレーション体育館の耐震改修を行います。

●神末中央集落センター改修　57,207

避難所に指定されている当施設の大規模災害時における避難生活の場となる施設としての機能を向上させることを目的として、ベランダ・外階段の修繕やトイレの洋式化や空調設備等の改修を行います。

●教員住宅改修　42,600

老朽化が進んでいる教員住宅の更新を行います。新しい生活様式に合わせた住宅に改修します。

●保育所外壁等改修　36,022

保育所における安全を確保するため、老朽化により一部がささくれてしまっている木製の外壁改修を行うとともに、園庭側スロープの補修やテラスの取替等の工事を行います。

●スクールバス更新事業　21,440

導入から２０年以上が経過したスクールバスの更新を昨年度計画しておりましたが、諸般の事情により調達がかなわなかったため、今年度改めて更新を行います。

●老人福祉センター・保健センター長寿命化事業　16,852

一部雨漏りが発生している保健センター（診療所）と昭和６１年建築で老朽化が目立つ老人福祉センターの外壁等の改修に向け、アスベスト調査及び設計を実施します。

●ケアハウス空調設備更新　16,000

施設建設から１７年以上が経過し、計画的に施設備品の更新を図ります。今年度は、近年、故障等不具合が目立つようになってきた空調設備等の更新を行います。

●人材育成塾運営事業　8,567

国際化社会に対応した教育施策の一つとして、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、子どもたちの限りない可能性を広げていくために村営の学習塾を運営します。

●伊勢本街道整備事業　4,582

伊勢本街道について、文化財として国や県の補助金を受けて、史跡登録ができるよう手続きを進めます。

環境の杖（生活基盤、生活安全、人権）～安全で快適な暮らしの保障～

（単位：千円）

●単身者用集合住宅整備　150,792

移住・定住の足がかりとして、現状村にはない、単身若者向けの集合住宅を整備します。

●桃俣地区配水管布設替　57,299

安全で安定的な給水を行うため、老朽化した簡易水道配水管の更新工事を順次行います。

●橋梁長寿命化補修事業　46,000

安全、安心な道路構造物の保全を図るため、計画的に傷んだ橋梁を補修し、長寿命化を図ります。

●村道舗装補修事業　45,000

道路の安心・快適な通行確保を目的に、通常の維持補修を行うとともに、路面性状調査に基づき、必要な舗装補修を実施します。

●村道改良事業　40,000

生活道路や通勤道路としての安全性を高めることはもとより、災害発生時においては、国道３６９号線からの輸送ルート及び緊急車両の円滑な進入の確保を目的として、村道の拡幅・改良を行います。

●村道災害防除事業　37,000

安全で安心に走行できる快適な道路空間確保のため、道路法面の落石対策等を行います。

●橋梁定期点検　30,000

安全、安心な道路構造物の保全を図るため、維持修繕に関する省令等に基づく定期点検を実施します。

●中央ヘリポート整備事業　19,945

実質運用ヘリポートは神末敷津地域のみであるため、村内中央付近で新たにヘリポートの整備を進めます。

●家庭用不燃ごみ・資源ごみ収集処理　5,292

以前から行っている家庭用不燃ごみの収集に加え、村民のみなさまの利便性の向上を図り、段ボール等の資源ごみの収集を行います。

●桃俣浄水場ろ過砂入替工事　4,497

給水の安定確保を図るため、桃俣浄水場ろ過地ろ過砂の補砂を行います。

●防火水槽整備　3,454

毎年、防火水槽の定期点検を行い、優先順位を決め、設置や修繕等が必要な防火水槽を整備しています。

議会だより

第152号

3月定例会

3月議会定例会は、3月7日に招集され、会期を3月16日までの10日間とし、3月16日に続会議を行い閉会しました。この会期中には、全員協議会やむらづくり委員会、予算決算委員会が開催され、村長より提出された令和5年度当初予算を含む25件について、慎重に審議を行いました。

3月7日の開会日には、みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定について、条例制定請求代表者西俣正博様、青海茂博様、笹谷吟子様の意見陳述をいただきました。

むらづくり委員会では、みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定について、条例制定請求代表者3名の意見陳述や条例制定請求者名簿に署名された55名の村民の意思と本条例案に付された村長の意見について、長時間にわたり議論を行い、委員より修正動議の提案がなされました。また、みつえ青少年旅行村をはじめとする村の観光施設の指定管理者の指定については、株式会社「みつえ」の安木社長に出席いただき、令和5年度における事業計画や収支計画などについて、多くの質疑を行いました。

予算決算委員会では、令和5年度一般会計予算について、村長をはじめ担当課長に対し、多くの質疑を行いました。採決の結果については、次のとおり記載しておりますのでご覧ください。

一般質問では、山岡議員が「ふるさと納税の活用による地域の活性化について」質問を行い、村長より答弁を求めました。

村長提案

◆可決(条例等)

◎御杖村議会議員の個人情報の保護に関する条例の制定

【内容】議会は、新個人情報保護法の対象から外れるため、議会に限った個人情報保護条例が必要となることから制定するものです。

◎御杖村個人情報保護法施行条例の制定

【内容】個人情報の保護に関する法律の改正により、不要となる本村の個人情報保護条例を廃止し、新法を施行するに関し必要な事項を定めるものです。

◎デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う御杖村条例の整備に関する条例の制定

【内容】デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、個人情報の保護に関する法律が改正されたことにより、「御杖村情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例」と「御杖村の公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」について、一括して改正を行うものです。

◎職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定

【内容】地方公務員法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、国家公務員の定年引き上げに合わせて、本村においても導入することから改正を行うものです。

◎地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

【内容】地方公務員法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、国家公務員の定年引き上げに合わせて、本村においても導入することから職員の定年等に関する条例を除く関係する八つの条例について、一括して改正を行うものです。

◎御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

【内容】国民健康保険法の施行令の一部が改正されたことに伴い、本村の国民健康保険税にかかる課税限度額及び軽減判定所得基準等について改正を行うものです。

◎御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

【内容】国民健康保険法の施行令の一部が改正されたことに伴い、その改正内容に則して本村の国民健康保険条例を改正するものです。

◎御杖村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定

【内容】子ども医療費の助成対象年齢を15歳から高校生の18歳まで拡大し、子育て支援の充実を図るため、改正を行うものです。

◎御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定

【内容】国が定める保育施設等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本村の関係する条例について、一括して改正を行うものです。

◎こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

【内容】こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行され、子ども・子育て支援法等が改正されることから、本村の関係する条例について、一括して改正を行うものです。

◎御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定

【内容】道路法施行令の改正に伴い、引用して規定している本村道路占用料について、改正を行うものです。

◎みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例修正動議

【内容】村民に賛否を判断していただくには、現時点において何ら確定した資料もなく、住民から提出された条例案では、住民投票を実施するうえで成立要件の規定など不十分であることから、議員より修正案を提出するものです。

◎みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定

【内容】地方自治法第74条の規定に基づき、条例制定の直接請求がなされ、住民から提出された条例案に村長が意見を付して議会に提出するものです。

◎御杖村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定

【内容】村営住宅における合併処理浄化槽の管理について、入居者負担の公平性を担保するとともに、施設の長寿命化を図るため、関係する条例の改正を行うものです。

◎みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定

【内容】みつえ青少年旅行村の施設使用料金の見直しを行うため、改正を行うものです。

◎みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定

【内容】みつえ温泉の施設使用料金の見直しを行うため、改正を行うものです。

◎御杖村の公の施設の指定管理者の指定

【内容】指定管理を行っている「みつえ青少年旅行村」・「三季館」・「みつえ温泉(姫石の湯)」・「道の駅伊勢本街道御杖」の4施設について、指定管理者の指定を行うものです。

指定管理者　株式会社みつえ

指定期間　令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

◆可決(補正予算)

◎令和4年度一般会計補正予算(第7号)

【内容】主に事業等における請負差金等により発生する不用額を減額計上するものです。

・補正額　3,346万4千円の減額

・補正後　26億8,151万5千円

◎令和4年度簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

【内容】主に工事請負費による不用額を減額計上するものです。

・補正額　601万6千円の減額

・補正後　1億3,723万9千円

◎令和4年度国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

【事業勘定】

【内容】診療施設勘定への繰出金を減額計上するものです。

・補正額　1,200万円の減額

・補正後　2億7,913万1千円

【診療施設勘定】

【内容】不要見込みとなる予算を減額計上するものです。

・補正額　2,300万円の減額

・補正後　1億38万2千円

◎令和4年度介護保険特別会計補正予算(第2号)

【内容】主に介護サービス給付費を減額計上するものです。

・補正額　1,206万1千円の減額

・補正後　4億6,942万2千円

◆可決(当初予算)

◎一般会計及び特別会計

令和5年度の予算総額は、一般会計27億6,400万円・特別4会計9億8,897万9千円、総計37億5,297万9千円となり、前年度より3億7,866万6千円の増額となっています。(予算概要については、本広報に掲載されていますのでご覧ください。)

一般質問　3月7日

質問(一部抜粋)

ふるさと納税制度の活用による地域の活性化について

山岡議員

地域の活性化や産業の振興並びに、行政サービスをさらに高める手段として、ふるさと納税制度がありますが、2008年から村でも扱い始め1,700万円程度を寄付金として頂いたこともありました。その後、他の自治体では限度額を超える返礼品の取り扱いも行われ、ふるさと納税制度の過当競争となっていましたが、総務省のチェックも厳しくなり、どの自治体もルールを守るようになって参りました。

令和3年度は、奈良県では宇陀市へのふるさ

と納税額が3億5千万と県下では一番多い様ですが、特産品の少ない本村でも、昨年度末よりみつえ高原牧場産の大和牛を返礼品に加えたことから、今年度はどこまで御杖村を応援して頂ける方が増え寄付金額が増えるかなと思う次第です。

そこで、令和4年度の寄付金額見込と過去に頂いた寄付金の活用実績などお聞かせ下さい。

答弁
（一部抜粋）
伊藤村長

本村における令和4年度の寄付金額の見込みについて申し上げます。令和5年2月末時点で、888万5千円の寄付をいただいており、最終寄付額は、約940万円を見込んでおります。これは、前年度の約2.1倍の寄付額となります。

続きまして、過去にいただきました寄付金の活用実績についてですが、『広報みつえ』に実績報告を掲載し始めた平成28年度から、年度毎に説明申し上げます。

平成28年度は、安能寺鐘楼門の修復や半夏生園案内立て看板の設置等の3事業に、計250万円活用させていただきました。

同じく、平成29年度も、観光プロモーションビデオの制作や体験交流館の廊下補修工事等の3事業に充当させていただいており、計314万円の活用実績となります。

続いて、平成30年度では、防災マニュアルの作成に28万円を使わせていただきました。また、平成30年度のみの事業として、クラウドファンディングを実施し、いただいた21万8千円全額を移住体験住宅の建設費用の一部として充当しております。

次に、令和元年度ですが、非常用持出袋の購入に39万6，360円を活用させていただいております。なお、この非常用持出袋を利用して、同年度は防災訓練を実施いたしました。

そして、令和2年度には、御杖保育所に設置した遊具の購入に340万円の寄付金を活用させていただきました。

最後に、令和3年度でございます。令和3年9月に開校した小中学校統合校舎に設置したパソコン機器の購入費用の一部に、310万円を充当させていただきました。

また今年度は、伊勢本街道整備事業と県産材生産促進事業に寄付金の一部を使わせていただく予定です。

※質問と答弁の全文及び再質問等についてはホームページの会議録をご覧ください。

みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定に対する村長の意見と請求代表者意見陳述

意見書
（一部抜粋）
伊藤村長

本条例案は、奈良県において計画されているみつえ高原牧場での畜産団地建設の賛否について、村民による投票を行い、有効投票の過半数となった賛否いずれかの意思を尊重して、村議会及び村長は、畜産団地の建設に関する事務の執行にあたることを定めたものです。

この度の条例制定の直接請求は、55人の署名により請求されたところであり、その意義は重く受け止めております。その上で、条例案を慎重に検討しましたので、以下のとおり意見を述べさせていただきます。

先ず、投票日を令和5年4月9日執行と規定、建設に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自らＯの記号を記載してと規定されていますが、賛否を問うタイミングとして適切なのか、また村民の多様な意見を反映することはできるのかについて、次の課題があると考えます。

みつえ高原牧場畜産団地整備事業計画については、去る令和5年1月28日に、奈良県と御杖村の共催により説明会が開かれたところです。説明の内容については、これまでの調査や検討状況に関する事、及び事業に係る今後の予定、また地域活性化のイメージなどで、現時点において想定している限られた内容のものでありました。事業の根本的な内容としての施設規模や、必要となる対策についても、何ら確定したものはなく、今後、各方面との意見交換や排水処理技術等の提案を募集し、事業者の参入基準等を取りまとめた上で、御杖村民への十分な説明を行っていくとしたものでした。

これらのことを踏まえますと、環境への影響と必要な対策、雇用創出や地域経済の活性化策等について、投票日としている令和5年4月9日までの短い期間の中で、何ら確定した説明資料もなく、村民にその賛否を判断していただくことは困難であることから、判断を問うのは時期尚早であると考えます。

以上のことから、みつえ高原牧場内畜産団地の建設については、安全性や必要性、地域経済の発展策について、引き続き奈良県や関係機関からの提案と説明を受け、今後も開催を予定しております住民説明会における意見を踏まえて総合的に判断すべきものと考えています。

条例制定を求める直接請求は、住民の意思を直接村政に反映させるための制度であるものの、こと住民投票に関しては、その実施時期と手法を誤れば、大きく判断が変わるものと考えます。よって、条例案の制定に関しては、以上に述べた理由により反対いたします。

意見陳述
（一部抜粋）
条例制定請求代表者
西俣正博様

今から20数年前、大宇陀よりこの地に移転時、現在計画されている牛舎建設予定地の大部分は、観光牧場にすると地域住民には説明がありました。

何年か経過してから、この地の利用・活用方法について検討する組織が、役場内に住民を交えた形でできました。模範的な他の地区の観光施設などを参考にするため、見学会も何回か実施されました。しかし、近年になってその組織の活動はなくなり、自然消滅したような形となっております。

私たちは、今回の畜産団地の件を、令和2年12月区長会で村長より高原牧場の水源調査についての説明があったと聞き、初めて畜産団地建設の事を知りました。

住民に何の説明もなく進められている、大規模な畜産団地の建設に疑問と不安を持っているところに、令和3年3月30日近隣住民の代表者が反対しているにも関わらず、奈良市で発生した豚熱の豚、約1，100頭を高原牧場内に埋却されました。何故、奈良市で発生した豚熱の豚を御杖村に持ってくるのか、その時も多くの村民が不安と憤慨を覚えました。

私達は、造成工事に着手されてからでは遅きに失するとおもい、住民約800名あまりの反対署名を集め、令和4年4月13日に木村議員とともに、署名簿を添えて畜産課経由で奈良県知事あてに建設中止の要望書を提出いたしました。

住民に充分な説明もなく、このような大規模畜産牛舎をこの地区に設置した場合、地域の環境破壊、河川水汚染、農業用水の不足、農産物などへの風評被害等が考えられます。

このような状態で、住民としてこのまま放置することが出来ず、また放置すれば、全く住民の意思が反映されずに、工事着工となってしまう恐れがあります。

以上のことを踏まえ、この事業の住民の賛否を問う、法的証拠能力のある住民投票の制定を求める署名運動を致しました。私を含む5名の請求代表者で署名活動をいたしましたが、ごく短期間で55名が集まりました。

住民投票を4月9日の奈良県知事選挙と、同時に実施することにより、多くの住民の投票参加が期待できるとともに、選挙に対する住民の負担の軽減と、費用の節約が実現できます。

畜産団地建設について是非を問う住民投票の実現に、議員の皆様の賛同をお願いいたしまして、終わりとさせていただきます。

※村長意見書及び条例制定請求代表者「西俣正博様」意見陳述の全文及び同代表者「青海茂博様」、「笹谷吟子様」の意見陳述についてはホームページの会議録をご覧ください。

議会運営委員会

議会運営委員会を松岡委員長の招集により2月24日に開催しました。3月定例会を控えていることから、定例会の会期や会期中の関連会議の開催日を決定しました。また、提出予定の各議案の概要説明を受けた後、会期中における審議の取扱いについて協議を行い決定しました。

全員協議会

全員協議会を葛城議長の招集により2月24日に開催しました。報告事項では、むらづくり振興課よりやまと姫マラソンについて、教育委員会事務局より旧御杖小学校の利活用についての提案や意見の概要について報告がありました。また、協議事項では、むらづくり振興課より提出された観光施設の指定管理者の指定について協議を行いました。

保健・福祉センター情報　保健・福祉・介護・子育てのコーナー

4月の予定

問 保健福祉課 ☎0745-95-2828　社会福祉協議会 ☎0745-95-2522

行事のお知らせ

項目	開催日および時間	自己負担金	開催場所	申込み	問合せ先
編み物教室	4月 3日(月) 9:00～	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会
囲碁・将棋交流会	4月13日(木) 13:00～15:00	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会
心配ごと相談	4月11日(火) 13:30～15:30	無料	老人福祉センター	不要	保健福祉課

筋力アップ教室のお知らせ

■日　程 14日(金)、28日(金)
■時　間 13:30～15:30
■場　所 保健センター2階大広間
■内　容 指導員による運動教室
■持ち物 飲み物、タオル
■参加費 無料

無料

★予約は不要です。
見学、途中参加、途中退場も可能なため、お気軽にご参加ください。
※感染予防対策は、各自行ってください。

困った時は・・・・

だいじょうぶ、
ひとりで悩まず、まずは、
保健福祉課0745-95-2828
「にーはちにーはち」
へご相談ください。

みつえっこ広場(子育て支援)

〈日　時〉4月21日(金)　10:00～11:00
〈内　容〉はじめましての会
『こいのぼりをつくろう!』
〈持ち物〉お茶・タオル・その他必要と思われるもの
〈場　所〉御杖保育所遊戯室または、
みつえっこ広場の部屋
〈対　象〉保育所に入所されていない村内在住の小学校就学前のお子さんとその保護者の方

◎毎週月・木・金曜日の9時～12時までは、支援室・園庭の開放をしていますので、気軽にご利用ください

問 みつえっこ広場 (御杖保育所内)
☎0745-95-3138

令和5年4月 奈良県医師会が行う健康相談

お気軽にお問い合わせください。

相談の種類	日　時	予約の要否	主催する部会等
精神科に関する健康相談	4月 5日(水) 9:00～10:00	必要 ※受付締切3月29日(水)	精神神経部会
目の健康相談	4月11日(火)14:00～15:00	必要	眼科医会
整形外科に関する健康相談	4月20日(木)15:00～16:00	必要 ※受付締切4月19日(水)	整形外科部会
内科疾患に関する健康相談	4月27日(木)13:30～14:30	必要	内科部会

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合がございますので、**必ず事前にお問い合わせください。**

〈場　所〉奈良県医師会館1階 県民健康サービス室(近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分)
〈連絡先〉奈良県医師会　TEL.0744-22-8502　FAX.0744-23-7796

保健福祉課より　毎月の広報みつえ「保健・福祉センター情報」もご覧ください。
※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合がございます。あらかじめご了承ください。

元気づくりハンドブックをご活用ください。

みんなで取り組む御杖村の健康づくりスローガン　本気で　**高血圧・糖尿病を防ごう!!**

令和5年度 保健事業カレンダー

成人の健康のために

	項目	場所	日程	申し込み方法
集団方式	総合健診 ※特定健康診査 （国民健康保険被保険者・協会けんぽの被扶養者） ※後期高齢者健康診査 ※胃がん・肺がん（結核）・大腸がん・前立腺がん・肝炎	御杖村保健センター	7月5日（水） 7月7日（金） 7月8日（土）	申込書は、5月に全戸配布します。 ※但し、国民健康保険、後期高齢者被保険者**以外**の方の特定健康診査は、各加入医療保険者へ申し込んでください。
集団方式	乳がん検診・子宮がん検診	御杖村保健センター	10月10日（火） 10月16日（月）	
個別方式	特定健康診査・後期高齢者健康診査	県内指定医療機関	8月1日～1月31日	
個別方式	胃がん検診	宇陀市立病院	8月1日～2月28日	
個別方式	肝炎検査・大腸がん検診	御杖村国保診療所	8月1日～2月28日	
個別方式	乳がん検診	済生会中和病院 宇陀市立病院 グランソール奈良	8月1日～2月28日	
個別方式	子宮がん検診	検診可能な医療機関	8月1日～2月28日	
個別方式	歯科健診	宇陀郡・宇陀市の歯科医院	8月1日～2月28日	

こまめに体を動かす

▶筋力アップ教室（自主参加）
毎週金曜日、保健センターにて、理学療法士等による教室開催しています。

▶訪問リハビリ
リハビリ専門職等が訪問します。

気持ちの切り替えを上手に

▶こころの健康相談
精神保健福祉士による相談等実施します。

体の活力を測ろう

▶体の様々な数値の測定
○筋肉量 ○基礎代謝 ○血圧
○血糖値 ○1日塩分摂取量
○検尿（尿蛋白・尿潜血・尿糖・尿中食塩濃度）
保健センターでの測定はもちろん、地域の集まりにも出向きます。お気軽にご相談ください。

自分の体を知ろう

▶様々な測定用品の貸出
○血圧計 ○体脂肪・体重計
○塩分測定器 ○検尿試験紙

▶自動血圧計の設置
御杖郵便局 JAみつえ支店
御杖村国民健康保険診療所

▶健康・体についての学習
○保健師・栄養士等の健康相談
○出前講座 ○健康教室

予防接種　●高齢者インフルエンザ予防接種助成　●高齢者肺炎球菌予防接種助成　●新型コロナウイルス予防接種

親と子の健康のために

	項目	対象	場所	開催日時
	乳幼児健診（集団方式）	乳児（3か月～12か月） 1.6歳児健診（1.6～1.8歳） 2歳児健診（2.6～2.8歳） 3歳児健診（3.6～3.8歳） ※（）内は対象月齢	保健センター	7月21日（金） 10月6日（金） 3月1日（金）
	離乳食幼児食教室、栄養相談	乳幼児・保護者・妊婦	保健センター	広報にてお知らせします。
定期予防接種 個別接種	ロタウイルス　ロタリックス	6週～24週	御杖村国保診療所等予防接種可能な医療機関	対象者の方にはお知らせをします。
定期予防接種 個別接種	ロタウイルス　ロタテック	6週～32週	御杖村国保診療所等予防接種可能な医療機関	対象者の方にはお知らせをします。
定期予防接種 個別接種	B型肝炎	2か月～11か月	御杖村国保診療所等予防接種可能な医療機関	対象者の方にはお知らせをします。
定期予防接種 個別接種	肺炎球菌	2か月～4歳11か月	御杖村国保診療所等予防接種可能な医療機関	対象者の方にはお知らせをします。
定期予防接種 個別接種	ヒブ	2か月～4歳11か月	御杖村国保診療所等予防接種可能な医療機関	対象者の方にはお知らせをします。
定期予防接種 個別接種	四種混合	2か月～7歳5か月	御杖村国保診療所等予防接種可能な医療機関	対象者の方にはお知らせをします。
定期予防接種 個別接種	BCG	5か月～11か月	御杖村国保診療所等予防接種可能な医療機関	対象者の方にはお知らせをします。
定期予防接種 個別接種	麻しん・風しんⅠ期	1歳～1歳11か月	御杖村国保診療所等予防接種可能な医療機関	対象者の方にはお知らせをします。
定期予防接種 個別接種	水痘	1歳～2歳11か月	御杖村国保診療所等予防接種可能な医療機関	対象者の方にはお知らせをします。
定期予防接種 個別接種	日本脳炎	3歳～19歳	御杖村国保診療所等予防接種可能な医療機関	対象者の方にはお知らせをします。
定期予防接種 個別接種	麻しん・風しんⅡ期	みどり組（就学前）	御杖村国保診療所等予防接種可能な医療機関	対象者の方にはお知らせをします。
定期予防接種 個別接種	二種混合	小学6年生	御杖村国保診療所等予防接種可能な医療機関	対象者の方にはお知らせをします。
定期予防接種 個別接種	子宮頸がんワクチン	中学1年～高校1年の女性	御杖村国保診療所等予防接種可能な医療機関	対象者の方にはお知らせをします。
任意	小児インフルエンザ予防接種助成（10月広報参照）		御杖村国保診療所等予防接種可能な医療機関	対象者の方にはお知らせをします。

【お母さんになる人に】
●母子手帳の交付　●妊娠判定助成（村民税非課税世帯）　●産婦健康診査事業
●妊婦健診及び妊婦歯科健診助成（かかりつけの産婦人科と歯科医院）

問 保健福祉課
☎0745-95-2828

令和5年度からの新型コロナワクチン（オミクロン株対応2価ワクチン）について

新型コロナワクチンについて令和５年度春より現在使用しているオミクロン株対応２価ワクチンの使用を基本とし、**①新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化リスクが高いとされる65歳以上の高齢者、②5歳以上の者のうち基礎疾患を有するその他重症化リスクが高いと医師が認める者、③重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障がい者施設等の従事者**を対象に接種が開始されます。

令和5年春開始接種は5月から8月にかけて実施することとなり、御杖村でも接種機会の確保及び準備を進めているところです。

準備が出来次第、対象となる方へ順次接種券等をお送りいたしますので、お手元に届きましたらご確認ください。

新型コロナウイルス感染症 相談窓口

発熱等の風邪症状が生じた場合は、まずは**「かかりつけ医等地域で身近な医療機関」**に電話相談してください。

●**医療機関への相談を迷う場合**には、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口（旧：帰国者・接触者相談センター）」
☎0742-27-1132（24時間対応）に相談してください。

●一般的な相談……「奈良県中和保健所」**☎0744-48-3037**（平日 8:30～17:15）
「奈良県庁」**☎0742-27-8561**（平日 8:30～17:15 土日祝 10:00～16:00）
「役場保健福祉課」**☎0745-95-2828**（平日 8:30～17:15）

●副反応の相談……「奈良県新型コロナワクチン副反応コールセンター」
☎0120-919-003（平日、土日祝　9:30～19:00）

「出産・子育て応援給付金」のご案内

妊婦や子育て家庭を対象とする新たな支援制度を開始します。

1. 給付金の対象者および支給額

御杖村の住民基本台帳に登録があり、次のいずれかに該当する方。ただし、他市町村で、出産・応援事業による給付金（応援ギフトを含む）を受け取った場合は対象となりません。

（1）出産応援給付金（妊娠時　5万円）
令和４年４月以降に妊娠届を提出した妊婦
※医師による妊娠の確認を受けていることが必要です。
※妊娠届の提出が令和４年３月以前であっても、令和４年４月以降に出産した産婦の方は対象者に含まれます。
※妊娠届を提出後、流産等で出産に至らなかった場合も給付金を受け取れます。

（2）子育て応援給付金（出産後　新生児1人につき5万円）
令和４年４月以降に出産した子の養育者
※令和５年３月３１日までに出生届を提出した方には、出産応援給付金とあわせた１０万円を一括で振り込みます。

2. 申請方法

給付を受けるには、申請が必要です。
妊娠届の提出日や出産日に応じて、次の表に記載する方法によりお渡しする申請書を保健福祉課までご提出ください。

妊娠届提出日	出生日（子の生年月日）	出産応援給付金（5万円）	子育て応援給付金（5万円）
	令和４年４月～令和５年３月	令和５年４月中に申請書類を郵送します。（原則、一括で10万円を給付します。）	
令和４年４月～令和５年３月	令和５年４月以降	令和５年４月中に申請書を送付します。	出産からおおむね４ヶ月後頃までのこんにちは赤ちゃん訪問時に申請書をお渡しします。
令和５年４月以降		妊娠届提出の際、妊婦ご本人との面談後に申請書をお渡しします。	

3. 給付金の受取方法

申請時に指定された口座に振り込みます。

問 保健福祉課　☎0745-95-2828

診療所だより その6 訪問診療、往診について

診療所の竹田啓です。この記事を書き始めた3月初旬はようやく春の気配が漂う季節になりましたが、それでも朝はまだまだ寒いですね。4月はもう少し暖かくなっていますでしょうか？

さて、今回は**訪問診療、往診**についてお話ししたいと思います。ところで両者の違いはわかりますでしょうか？訪問診療はあらかじめ予定してご自宅に診療に伺う事であり、往診は臨時で伺うことをいいます。では急病時誰でも往診を頼んでいいか？というとそんなことはなく、多くの急病は医療設備の整った場所でしっかり診断をつける方がよく、そのため来院頂くほうが望ましいです。では、どのような方が往診対象なのかというと、当院では、**①急病かつ元々の病気、障害で来院が難しい方**、そして、**②どうしても来院が難しい状況、の方**となります。できる限り来院頂きたいのですが、どうしても来院が難しい場合に往診対象となります。しかし、急病の重症度によっては救急車を呼んだ方がいいこともあるでしょう。

ここまでややこしい話をしましたが、医療過疎地域においては臨機応変に対応することも必要です。もし体の急な異常を感じ、でも診療所に来る方法がすぐには見つからない場合、**一度お電話にてご相談頂ければ対応を検討させて頂きます！**ただし、外来、検査、往診中などは直ぐには伺えないこともある事を御理解ください。

てんいち先生

100歳のお祝いについて

3月15日に大字神末の今西ノブエさんが100歳になられ、長寿を祝し伊藤村長より長寿者賞が交付されました。いつまでもご健康で明るくお過ごしくださいますよう、心よりお祈りいたします。

奈良県知事・県議会議員選挙

投票日

4月9日(日)午前7時～午後6時

第1投票所	御杖村保健センター
第2投票所	神末中央集落センター別館(旧神末保育所)
第3投票所	神末敷津産地化センター
第4投票所	土屋原公民館
第5投票所	桃俣多目的研修センター

期日前投票

投票日に、仕事の都合や旅行などの理由で、投票所へ行くことができない方は期日前投票ができます。

●期間　～4月8日(土)
●時間　午前8時30分～午後8時
●場所　御杖村役場　3階会議室

※入場券裏面の宣誓書を記入してご持参ください。
※入場券が未到着の場合やお忘れの場合も、本人確認できれば投票いただけます。

不在者投票

不在者投票指定施設として指定された病院や老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設で不在者投票ができますので、施設の管理者に申し出て下さい。また出張等で村外に滞在すると見込まれる方は、村選挙管理委員会で不在者投票証明書の交付を受け、出張先などの市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある方又は介護保険の被保険者証に要介護5と記載のある方で、郵便による不在者投票を認められた方(あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けた方)は、郵便により不在者投票ができます。この場合には選挙期日の4日前**(4月5日)が投票用紙等の請求締切日**となっていますので、手続はお早めにお願いします。

☆詳しくは、選挙管理委員会事務局までお尋ねください。

問 ☎0745-95-2001(内線213)

御杖村村内各投票所

❶第1投票所（大字菅野）	御杖村保健センター
❷第2投票所（大字神末）	神末中央集落センター
❸第3投票所（大字神末）	神末敷津産地化センター
❹第4投票所（大字土屋原）	土屋原公民館
❺第5投票所（大字桃俣）	桃俣多目的研修センター
❻期日前投票所	御杖村役場３階会議室

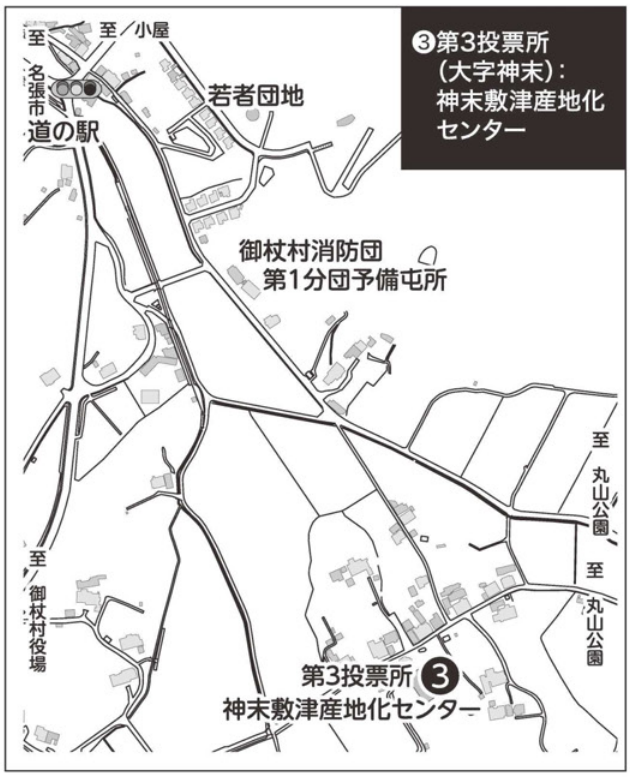

学校が変われば 地域が変わる
地域が変われば 子どもが変わる
子どもが変われば 未来が変わる

地域学校パートナーシップだより No.5

月　日　曜日

ーみんなで支える学校　みんなで育てる子どもー

御杖村地域学校パートナーシップ事業は、地域と学校が協働して、未来を担う子どもたちの成長を支える取り組みです。令和４年度後半も、たくさんの方々に、さまざまな形でご協力いただきました。活動の一部をご紹介します。

ふるさとでの学びを活かし
新しい時代を切り拓く
心豊かな子どもを育んでいく
ことを目指しています。

<小学校・中学校での活動の様子>

御杖を探検する

【HütteSUN】
小学校1.2年

【道の駅 伊勢本街道御杖】
小学校1.2年

【ほうれん草の出荷】
小学校3年

【ロドリィ】
小学校1.2年

御杖で体験する

【姫石の湯】
小学校1.2年

【昔の遊び】
小学校1.2年

【陶芸教室】
小学校低学年・高学年

御杖を学ぶ

【伊勢本街道を未来に残す会議】
小学校5.6年

【未来の旅行村を提案】
小学校1.2年

【御杖の獅子舞】小学校3.4年

【御杖のお祭り】小学校3.4年

御杖をいかす

【伊勢本街道を盛り上げるイベント】
小学校5.6年
90名の方が来てくれました。

【クリーンキャンペーン】
中学校全学年
桃俣・土屋原・菅野・神末に分かれて、みんなで掃除しました！

地域学校パートナーシップだより No.5
ーみんなで支える学校 みんなで育てる子どもー

子どもにいっぱい読み聞かせをしよう！

【お話のとびら】小学校全学年

手作りの紙芝居「十二支のはじまり」を読み聞かせ中。黒板には、十二支の絵も♪

毎月1回、学年ごとに分かれて本の読み聞かせを行っています。7名の学校支援ボランティアの方が、年間で50冊ほど読み聞かせを行っています。

<読み聞かせが育む子どもの力>

・ことばの力・感じる力・想像する力・生きる力・表現する力

■小学校入学以前の読み聞かせは、本を好きな子を育てる。
■小学校高学年までの読み聞かせの継続は、読書率を向上させる。
■読書の好きな児童生徒の方が、国語と算数・数学の平均正答率が高い傾向。
■子どもの頃の読書量が多いと、意識・非認知能力・認知機能が高くなる。
■子どもの頃の読書活動が多いほど、「未来志向」「社会性」「自己肯定感」「意欲・関心」「文化的作法・教養」「市民性」の高い大人に。

参考：
文部科学省 子ども読書の情報館パンフレット「絵本で子育てを楽しく」
国立青少年教育振興機構R3「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究」

<放課後や冬休みの活動の様子>

【放課後子ども教室】
パネルシアター

【地域未来塾】放課後学習会・受験対策学習会

【放課後子ども教室】小学校の長期休業期間中に、放課後児童一時預かり事業※1と連携して行っています。【小学生対象】
【地域未来塾】部活動のない水曜日の放課後、教員免許を持つ支援員が、自主学習支援を行っています。【中学生対象】

※1 御杖村放課後児童一時預かり事業：御杖小学校在籍児童を対象に、小学校の放課後および長期休業期間中、児童の一時預かりを行っています。菅野体育館の耐震改修工事が終わり、令和5年4月から菅野公民館に移動します。
<開設時間>平日：放課後～18:30　長期休業期間中の平日：8:00～18:30

編集後記

学校支援ボランティア活動を軸に、「御杖村地域学校パートナーシップ事業」が始まり3年経ちました。コロナ禍の中、手探り状態でのスタートでしたが、令和4年度は延べ400名以上の方がご協力くださり、地域と学校の協働活動を行うことが出来ました。昨年11月に御杖小学校で行われた奈良県小学校教科研究大会では、学校と地域の連携にスポットが当たり、高い評価をいただきました。また、地域の方にご協力いただいて、中学生がまとめた「お雑煮マップ」は、大学などからも問い合わせがあったりと、たくさんの反響がありました。地域のみなさまの温かいご支援とご協力に、心から感謝申し上げます。

<御杖村学校協働実行委員会事務局>

菅野の農業法人「倭姫（やまとひめ）」に、御杖小・中学校の児童生徒が、いちご狩りに招待していただきました。

令和5年度

村税についてのお知らせ

皆さんに納めていただく村税は、福祉・教育などの各種行政サービスはもちろん、村民の皆さんがいきいきと安心して住み続けることのできる環境を整備するための貴重な財源となります。

御杖村では毎年、4月に軽自動車税（種別割）、5月に固定資産税、6月に村県民税（個人住民税）そして7月には国民健康保険税が課税されます。

各税の納期は次の通りです。

	賦課期日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税（種別割）	4月1日	全期											
固定資産税	1月1日		1期		2期					3期		4期	
村県民税（個人住民税）	1月1日			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税	4月1日				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※納期限は、各納期月の月末。ただし12月は25日が納期限です。
　月末が日曜、祝祭日等にあたるときは、その翌日（土曜日にあたるときは翌々日）が納期限となります。
※賦課期日とは、その年度分の納税義務を確定する基準日のことです。
　また、納期を過ぎると督促手数料や延滞金が加算される場合がありますので、納期内納付をお願いします。

軽自動車税（種別割）

軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕作業用等）及び二輪の小型自動車等を所有している方に課税されます。

環境性能割

三輪以上の軽自動車を、新車・中古車を問わず取得した人に課されるもので、税額は、課税標準である取得価格（取得価格50万円を超えるもの）に対し、環境性能に応じた税率（0％～3％）を乗じて算出されます。なお、賦課徴収は当分の間、都道府県が行うこととなっています。

課税されない場合

●次に該当する場合、軽自動車税が減免されます。（毎年申請が必要です。）
○各種障害者手帳所持者名義の軽自動車（障害の程度に応じ、1人につき1台）
○公益のために使用する軽自動車（台数制限無し）……など

固定資産税

御杖村内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有されている次の方に課税されます。
【土地・家屋】…土地・家屋登記簿または土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方または法人
【償却資産】…償却資産課税台帳に所有者として登録されている方または法人

税額

税額は資産の価格を基に算定した課税標準額に税率1.4％を乗じて得た額（百円未満切捨て）となります。

課税されない場合

●次に該当する場合、固定資産税が減免されます。（申請が必要です。）
○貧困により生活のため公私の扶助を受けている方の所有する固定資産
○公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものは除く。）
○村の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
●その年の固定資産の課税標準額が次の金額未満のものについては、固定資産税は課税されません。
○**土地**…30万円
○**家屋**…20万円
○**償却資産**…150万円

村県民税（個人住民税）

御杖村に住民登録のある方で、前年中に一定の給与、営業、農業、不動産、譲渡、配当や年金等の所得のあった方に課税されます。

税額

村県民税（個人住民税）には、「均等割」と「所得割」があります。
「均等割」…村民税3千5百円＋県民税2千円（森林環境税含む）
「所得割」…課税所得金額×（村民税6％＋県民税4％）

課税されない場合

●**次に該当する場合、村県民税（個人住民税）が減免されます。**（申請が必要です。）
○貧困により生活のため公私の扶助を受ける方
○災害等により個人の所有する資産に損失を受けた方　…など
●**「均等割」・「所得割」のどちらも課税されない方**
○生活保護を受けている方
○障害者・未成年者・寡婦（夫）で前年中の合計所得金額が**135万円以下**（給与収入で204万4千円未満）の方
○扶養親族のいない方で合計所得金額が**38万円以下**の方
○扶養親族のいる方で合計所得金額が**28万円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋本人）＋26万8千円以下**の方
●**「所得割」が課税されない方**
○扶養親族のいない方で合計所得金額が**45万円以下**の方
○扶養親族のいる方で合計所得金額が**35万円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋本人）＋42万円以下**の方

国民健康保険税

国民健康保険の被保険者を有す世帯主（世帯主が被保険者でない場合も含む）に課税されます。

令和5年度は、税率・税額改定はありませんが、課税限度額の引き上げ及び軽減判定基準額の変更が行われます。

税額

世帯内の被保険者ごとに算定した所得割額、均等割額及び平等割額の合計金額で課税されます。

軽減

世帯主（世帯主が被保険者でない場合も含む）及びその世帯の国民健康被保険者の合計総所得金額が次の軽減判定基準以下の世帯については、所得の額に応じて均等割と平等割が軽減されます。

地方税法の改正による、個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国民健康保険も同水準とするため、判定基準を一部変更します。

●未就学児の軽減

子育て世代の経済的負担の軽減を図る観点から、未就学児の均等割が5割軽減されます。軽減措置（7割軽減・5割軽減・2割軽減）を受ける世帯の未就学児については、軽減後の均等割が5割軽減されます。

課税されない場合

●次に該当する場合、国民健康保険税が減免されます。（申請が必要です。）

○貧困により生活のため公私の扶助を受けている方

○災害等により生活が著しく困難となった方

…など

区分	医療分	支援金分	介護分
課税対象者	0歳～74歳の被保険者		40歳～64歳の被保険者
所得割	6.5%	2.5%	2.5%
均等割（1人あたり）	23,000円×人数	7,000円×人数	13,000円×人数
平等割（1世帯あたり）	17,000円	6,000円	
※1 特定世帯	8,500円	3,000円	
※2 特定継続世帯	12,750円	4,500円	
課税限度額	650,000円	200,000円	170,000円

※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することで国民健康保険の被保険者が一人となる世帯を特定世帯といい、最大5年間医療分と支援分の平等割が半額になります。

※2 特定世帯として5年間軽減を受けられた世帯は、軽減割合を2分の1から4分の1に縮小した上で3年間軽減を受けることができます。この世帯を特定継続世帯といいます。

軽減判定所得基準表

軽減割合	軽減判定所得基準
7割	43万円＋（給与所得者の人数－1）×10万円
5割	43万円＋（給与所得者の人数－1）×10万円＋（29万円×加入者数）
2割	43万円＋（給与所得者の人数－1）×10万円＋（53.5万円×加入者数）

※世帯に一人でも未申告の方がいると軽減を受けることができません。

督促手数料と延滞金について

納期内に納めた人との負担の公平性を図るため、納期を過ぎると督促手数料や延滞金が加算されます。

督促状や催告書、関係部署からの呼び掛け等によっても納付や相談が無く、また誠意が認められない場合は、法律の規定に基づき財産調査を行い、預貯金や給与、不動産等を差押えし、換価（換金）して滞納金や延滞金に充てさせていただきます。

滞納処分のおおよその流れは次のとおりです。

①期内に納付されないと
納期限から20日以内に督促状を発送。手数料として100円が加算されます。

②督促状で納付されないと
金融機関、勤務先等へ給与等財産調査を行います。

③未納が継続すると
②にて行った財産調査で判明した財産の差押えを行います。

④さらに未納が継続すると
取立や公売により換金し、滞納金に充当。

延滞金
完納の日までに応じて計算し加算。（1ケ月間は年2.4%、それ以降は年8.7%）

納付忘れがないように、村税の納付は口座振替が便利です。

村税等は、金融機関等にて口座振替による納付ができます。

納付忘れがないよう、手続きがお済みでない方は是非ご利用ください。

申請は各金融機関窓口または役場窓口で金融機関の通帳とお届け印があれば可能です。

取扱金融機関

南都銀行・大和信用金庫・奈良県農業協同組合・ゆうちょ銀行

振替日

毎月25日（土日の場合は翌営業日）

なお、残高不足等で不納となった場合の再振替はできませんので、振替日前には残高確認をお願いします。

また、コンビニやスマートフォンでの収納も可能ですのでぜひご利用ください。

村税に関しての詳細は住民生活課までお問い合わせください。

問 住民生活課 ☎0745-95-2001（内線1110～1115）

転出・転入などの住民登録の届出はお済みですか？

春は、就職や転勤、入学など一年のうちでもっとも引越しの多い時期です。

住民登録は、住んでいるところの証明や各種行政サービスの基礎となっていますので住所等の異動があったときは、忘れず届出をしてください。

また、現住所で住民登録をしていない方は、正しい住民登録をしましょう。

こんなとき	届出の時期	届出に必要なもの	届出する人
転入届 他の市町村から御杖村に住所を移す場合	転入日から14日以内	●前住所地の市町村から交付された転出証明書 （マイナンバーカード・住基カードを利用した転出の場合は不要） ●本人確認ができるもの （マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ●マイナンバーカード（所有者のみ） ●住民基本台帳カード（所有者のみ）	原則として、本人または世帯主 ※やむを得ない場合は、代理人に委任することもできます。（委任状が必要）
転出届 御杖村から他の市町村へ住所を移す場合	転出予定日の14日前から当日まで	●本人確認ができるもの （マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ●マイナンバーカード（所有者のみ） ●国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護被保険者証（対象者のみ） ●印鑑登録証（登録者のみ） ●住民基本台帳カード（所有者のみ）	
その他の届出 転居・世帯主変更・世帯分離・世帯合併など	御杖村村内で住所を移した場合や家族構成が変わった日から14日以内		

※ここに書かれているもの以外に書類等が必要な場合があります。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになりました

令和５年２月６日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になりました。このサービスを利用する方は、転出にあたり御杖村役場への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途転入先市区町村の窓口で転入届等の手続が必要です。

詳しくはデジタル庁のホームページをご覧ください。

マイナンバーカードの申請について

マイナンバー（個人番号）カードの申請を、住民生活課で受け付けています。
申請には原則ご本人がお越しください。

役場で申請する場合 …… 役場で申請を行い、マイナンバーカードをご自宅へ郵送いたします。

1.役場で申請

申請時に必要なもの

- 本人確認書類（免許証、パスポート等写真付きのもの１点、または健康保険証、医療受給者証、年金手帳、学生証等２点）
- 個人番号通知カード（お持ちの方のみ）※紛失された場合は、紛失届を記入していただきます。
- 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

写真は無料で撮影させていただきます。※写真を持参される場合は、4.5cm×3.5cmのもの

2.ご自宅へ郵送

申請後２週間から１か月程でご自宅へ郵送いたします。（本人限定郵便または簡易書留）

ご自身で申請する場合 …… ご自身で申請を行い、役場で交付いたします。

1.ご自身で申請

ご自身でスマートフォン、パソコンを使って申請または、郵送による申請を行っていただきます。
※申請には申請書IDが必要となります。

2.役場から交付通知書（ハガキ）を送付

申請後２週間から１か月程でご自宅へ交付通知書（ハガキ）を郵送いたします。

3.役場で交付

交付時に必要なもの

- 役場からの交付通知書（ハガキ）
- 本人確認書類（免許証、パスポート等写真付きのもの１点、または健康保険証、医療受給者証、年金手帳、学生証等２点）
- 個人番号通知カード（お持ちの方のみ）※紛失された場合は、紛失届を記入していただきます。
- 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

役場への来庁が困難な場合は、ご自宅への出張申請も行っています。
詳しくは、役場住民生活課までお問い合わせください。

問 住民生活課
☎0745-95-2001

マイナンバーカードを健康保険証として利用しよう!

医療機関や薬局にてマイナンバーカードを使った保険証利用がはじまっています。
利用するには初回のみ登録が必要となりますので、登録がまだの方は事前登録しておくと便利です。

登録の方法

※登録にはマイナンバーカードを作った際に設定した暗証番号数字4桁が必要です。

- スマートフォンからマイナポータルアプリで登録
- セブン銀行のATMで登録
- 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで登録

その他、**役場　住民生活課でも登録を受け付けております！**

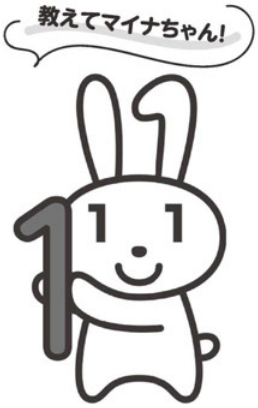

保険の種類が変わったらどうすればいいの？

従来通り、保険変更のための保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等。国民健康保険加入の方は御杖村役場。）への**異動届等の手続きが必要です。**

問 住民生活課
☎0745-95-2001

令和5年度　狂犬病予防注射のお知らせ

（担当：住民生活課）

※登録のある犬の所有者様には案内状が届きます。最寄りの会場で狂犬病の予防注射を受けましょう。

実施日	開始時刻	～	終了時刻	実施場所
4/14（金）	9:30	～	10:00	三季館
	10:15	～	10:45	土屋原公民館
	11:05	～	11:25	敷津産地化センター
	11:40	～	12:00	神末中央集落センター
	13:20	～	13:45	際土良集会所
	14:00	～	14:30	御杖村開発センター（役場前）

狂犬病予防注射手数料 2,850円 と **予防注射済票交付手数料 550円** の**計3,400円（一頭につき）**をご持参ください。

また、新しく犬を飼い始めた場合は**1頭につき3,000円**の登録料が別途かかります。

なるべくおつりがないようにご協力をお願いいたします。

※獣医の判断などにより当日注射を受けられず、後日かかりつけの動物病院等で予防注射を受けた場合は、役場住民生活課にて【予防注射接種済票】の交付を受けてください（1枚／550円）

飼い犬をきちんと登録して、大切な家族を守りましょう!

犬の登録と狂犬病予防注射は**飼い主の義務**です。登録されていない犬、狂犬病注射を受けていない犬、鑑札や注射済票をつけていない犬は捕獲・抑留されることがあります。また、保護された場合も飼い主がわからず、報告されずに発見が遅れることもあります。

飼い犬を登録していない、飼い犬に予防注射を受けさせていない、犬鑑札や注射済票を付けていない場合は20万円以下の罰金の対象となることがあります。

室内・室外犬を問わず、新しい犬を飼い始めたときは必ず、役場住民生活課に届け出てください。（犬の名前・犬種・毛色・生年月日　等の情報が必要になります）

Q. どんな時に届け出が必要ですか？

A. **新しく犬を飼い始めた時、犬の所有者が変わった時、引っ越しをされた時**は、その旨を役場住民生活課に届け出てください。**犬が死亡した時も同様に届け出が必要です。**

合併処理浄化槽の設置整備補助制度について

①くみ取り式トイレから水洗トイレ（合併処理浄化槽で汚水処理するもの）への転換
②し尿のみを処理する旧式の浄化槽から、生活排水も処理できる合併処理浄化槽への転換に対する補助制度があります。

補助金額は浄化槽の規模に応じ、33万2千円・41万4千円となります。
ただし、補助枠には限りがあります。詳しくは住民生活課まで。

問 住民生活課合併浄化槽係　☎0745-95-2001

スズメバチ駆除費用の補助制度について

対 象 者／ 御杖村内においてスズメバチの営巣している建物・土地の所有者・使用者又は管理者で、駆除業者によりスズメバチの巣を駆除された方。

補助金額／ 駆除経費の2分の1（100円未満切り捨て）で、その額が15,000円を超えるときは、15,000円を限度とします。

問 住民生活課 ☎0745-95-2001

「地籍調査事業」実施のお知らせ

皆さんの貴重な財産である「土地」の位置や面積等を正確に把握し、土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、効率的な土地利用を図るため、御杖村では平成２５年度から国土調査法に基づく地籍調査事業を実施しています。

「地籍調査」とは?

地籍調査とは、主に市町村が主となり、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。

「地籍」とは、いわば「土地の戸籍」で、個人に「戸籍」という情報があるように、土地についても所有者や地番等の「地籍」という情報があり、民間・行政の様々な場面で活用されています。

なぜ地籍調査が必要か?

土地に関する記録は登記所（法務局）において管理されていますが、土地の形状等を示す情報として登記所に備え付けられている地図の多くは、明治初期の地租改正時に作られたものを基に作成されたもので、境界や形状が現実とは異なっている場合や、登記簿に記載された土地の面積が正確ではない場合が多くあります。

地籍調査が行われることにより、正確な土地の情報が登記所に送られ、登記簿の記載が修正されるとともに、地図が更新されることになります。

様々な場面で活用される土地の戸籍「地籍」を明確にするため、この調査を実施する必要があります。

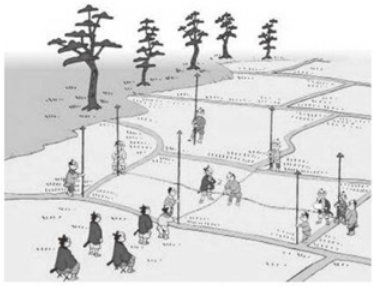

地籍調査前 公図（旧土地台帳附属地図）

地籍調査後 地籍図

地籍調査のメリットは?

地籍調査を実施すると、土地の所有者や境界の位置、面積等が確定することから、次のようなメリットがあります。

- ●土地に関するトラブルの未然防止に役立ちます。
- ●公共事業の円滑化・迅速な災害復旧に役立ちます。
- ●土地取引の円滑化に役立ちます。
- ●固定資産税の課税が適正に行われます。

こんな経験はありませんか?

相続をした土地の正確な位置が分からない…。

自宅の塀を作り替えようとしたが、隣の土地の所有者から「境界が違う」と言われた…。

土地を購入し、改めて面積を測ると登記簿の面積と違っていた…。

調査費用は?

地籍調査に必要な測量等の費用は、国・県・村が負担しますので、土地所有者に費用負担を求めることはありません。

ただし、境界確認のための現地立会の時間と交通費等の経費を負担する制度はありませんので、これらの費用は個人負担となります。

地籍調査にご協力を　～令和5年度実施計画～

令和５年度は、大字菅野では菅野第４地区「際土良・泰原の一部」の現地調査と、菅野第３地区「東郷の一部」の調査結果の閲覧確認を行い、大字土屋原では土屋原第１地区「笹及・堂前の一部」の現地調査に向けた事前準備を行います。

現地調査を行う菅野第４地区の土地所有者等関係の皆さんには、調査日程を改めてご案内しますので、この事業の趣旨をご理解いただき、円滑な調査の実施にご協力をお願いします。

また、既に現地調査を実施した菅野第２地区「前谷・西川・庄谷・中村の一部」は、登記に向けた事務手続きを進めておりますので、登記が完了次第、土地所有者の皆さんにお知らせします。

問 産業建設課 ☎0745-95-2001（内線233）

農業関係補助制度

有害鳥獣防除施設設置事業補助金

鹿、猪、サルなどによる被害を防除する目的で、農地に設置する金網柵等に要する経費の一部を補助します。

対 象 者／村内に住所を有し村税等の滞納がなく、農作物を作られている方

対象施設／(1)鹿、猪対策：1施設300㎡以上の村内農地　(2)サル対策：1施設50㎡以上の村内農地
※過去に他の補助制度を活用し金網を設置した農地は除く

対象経費／対象施設(農地)を囲むために新設する金網柵の資材費

補助金額／対象経費の2分の1を補助　(1)鹿、猪対策：1,500円/1mで総額20万円まで (2)サル対策：5万円/1施設

アライグマ捕獲器(檻)の貸出し

農作物を食い荒らすアライグマを捕獲し、被害の軽減を図りたい方のために、下記の貸出条件をご了承いただいたうえで捕獲器(檻)の貸出しを行います。

貸出条件／・捕獲されたアライグマの引取りは平日のみとなります。
・アライグマ以外の野生動物等(タヌキ、イタチ、猫等)を捕獲された場合は、借用者自身で対応してください。
・捕獲器(檻)は借用者自身の責任で設置し、事故のないよう保管・管理を行ってください。

サルの追払い用花火支給等

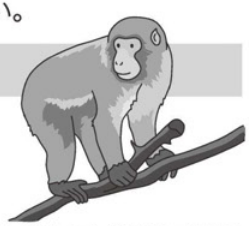

集落単位(常会等)でサルの追払いに取組んでいただく場合、追払い用のロケット花火とその効果の向上を図るため、追払い装備品として帽子・ビブスを支給します。

申込単位／集落単位(常会等)　**申込期間**／令和5年4月3日～令和5年11月30日

支給数量／(1)花火：1回の申請につき20本単位で支給し、上限本数は年間100本まで (2)装備品：活動者数を支給(1回限り)

※花火を安全に使用していただくための講習会を集落単位で受講していただくことが支給の条件となりますので、事前にご相談ください。

銃免許(第一種銃猟)取得等補助金

第一種銃猟(散弾銃等)免許及び鉄砲の所持許可を新規に取得し、有害鳥獣の駆除にご協力いただける方に対して、免許取得等に要した経費を補助します。

対 象 者／村内に住所を有し村税等の滞納がない方で、令和6年3月末までに第一種銃猟免許及び鉄砲所持許可を取得し、その後の有害鳥獣駆除にご協力いただける方

申込期限／令和5年7月31日まで(申込状況により延長あり)　**補助金額**／対象経費の実費総額を補助(上限：10万円)

対象経費／(1)第一種銃猟免許経費(講習受講料・受験手数料)
(2)鉄砲所持経費(講習会手数料・資格認定手数料・火薬類譲受許可手数料・教習射撃受講料・所持許可手数料等)
(3)猟銃等購入経費(猟銃購入代・保管庫購入代)

暗渠(あんきょ)排水設置事業補助金

農作業の環境を改善し農業機械での作業性の向上を図るために設置する暗渠排水施設を対象として、その経費の一部を補助します。

対 象 者／村内で農業を営み、かつ申請時において村税等の滞納がない方

対象施設／現況が田又は畑である村内農地(但し、過去に補助事業により暗渠排水施設を整備した農地は除く)

対象経費／暗渠排水の設置に要する資材費 ※労務費は対象外

補助金額／対象経費の実費総額を補助(上限：1,500円/暗渠排水施設1m、総額20万円以内)

農業経営基盤の強化促進事業補助金

基幹産業である農業の生産性を向上させるとともに、将来にわたり地域の農業を発展させる担い手の確保を目指すため、農業者が強い経営基盤づくりに向けて取り組む農業用設備・機械器具等の導入又は更新に対し、経費の一部を補助します。

対 象 者／認定農業者若しくは認定農業者に準ずる方
※認定農業者に準ずる者とは、　・過去に認定農業者で現在も農業経営を行っている方
・人・産地プランに位置づけられた中心経営体の方　など

補助金額／(1)認定農業者が農業経営改善計画に基づき、経営基盤を整備する場合は対象経費の3分の2
(2)認定農業者に準ずる者が経営基盤を整備する場合は2分の1　など

❶ 農業用ビニールハウス設置補強補助

対象経費／(1)設置：アーチパイプ径31.8㎜以上を使用し、出荷を目的とした農作物の生産のため新規設置する農業用ビニールハウスの資材費(総額50万円以上) 及び灌水資材等の付帯設備費 ※労務費は対象外
(2)補強：共済加入する既存農業用ビニールハウスのアーチパイプ補強に要する資材費 ※労務費は対象外

補助上限額／設置3,000円/㎡、補強300円/㎡

❷ 農業用機械導入更新補助

対象経費／農業用機械の購入費用(下取り価格を除く) ※中古機械等の場合は事前に要相談

補助上限額／100万円(但し、1農業者あたり1回限り)

新規就農者支援補助金

基幹産業である農業の後継者育成と継続的な発展を目指すため、経営基盤や資金に乏しい新規就農者に対し、農業用設備・機械器具等の導入経費の一部を補助します。

対 象 者／青年等就農計画認定から3年以内の認定新規就農者で、経営発展支援事業等国の支援事業を受けている方

❶ 農業用ビニールハウス設置補助

対象経費／アーチパイプ径31.8㎜以上を使用し、出荷を目的とした農作物の生産のため新規設置する農業用ビニールハウスの資材費(総額50万円以上)及び灌水資材等の付帯設備費 ※労務費は対象外

補助金額／3,000円／㎡を上限に、対象経費の全額を補助(最大：300万円)

❷ 農業用機械購入補助

対象経費／農業用機械の購入費用(下取り価格を除く) ※中古機械等の場合は事前に要相談

補助金額／対象経費の全額を補助(最大：150万円)

❸ 農地賃借料補助

対象経費／農地中間管理機構を通じて賃貸借契約を締結した農地の賃借料

補助金額／賃借料の全額を補助(上限：1万円/10a)

米の直接支払交付金

近年、米の買取価格の下落や過疎化・高齢化により離農する農家が増加することで、遊休農地が年々増加している状況において、水田は食料の安定供給、地域社会の活力の維持、自然環境の保全等の公益的な機能を有することから、水稲生産農業者に交付金を交付します。

対 象 者／自ら水稲を栽培する農業者(法人等含む)で、水稲共済細目書に記載されている経営状況面積が10a以上の方

交付単価／15,000円/10a

対象面積／水稲共済細目書に記載されている面積の主食用米作付面積から、自家消費等分として10aを控除した面積

担い手加算交付金

担い手農業者(認定農業者等)の生産意欲向上と、経営農地の大規模化推進による耕作放棄地の発生防止を目的に、振興作物の生産・販売に対して交付金を交付します。

対 象 者／自ら栽培する認定農業者(法人を含む)若しくは人・農地プランの中心経営体として位置づけられた農業者で、水稲共済細目書に振興作物(ほうれん草・小松菜・水菜・レタス・白菜・春菊・大根・トマト・大和マナ・南京・アスパラ・ヒノ菜)が記載されている方

交付単価／2万円/10a(認定農業者)　1万円/10a(人・農地プランの中心経営体として位置づけられた農業者)

対象面積／水稲共済細目書に対象作物が記載されている作付面積

中山間集落支援交付金

農地生産活動の継続に向けた前向きな取り組みへの支援の一環として、遊休農地や耕作放棄地の抑制と農地の集約化・集積化による新規耕作者の参入しやすい環境づくりのための共同活動経費に対して交付金を交付します。

対 象 者／第5期対策期間中に中山間地域等直接支払交付金の活動を実施する協定を締結した集落

交付単価／3,000円/10a

交付要件／右記の要件を全て満たすこと (1)年1回以上、担当部署と意見交換会を開催すること
(2)共同作業(農地・農道・水路の維持管理等)に重点を置き、集落活動をすること

※各種事業の詳細については、産業建設課へお問い合わせください。　**問 産業建設課 ☎0745-95-2001**

御杖村農業委員会からのお知らせ

令和5年度 春夏期農作業標準料金決定

過日の農業委員会において、令和５年度の春夏期農作業標準料金が下記のとおり決定しました。

なお、この金額はあくまでも目安で定めたものであり、**作業料金には消費税は含まれておりません。**

また、地域によって農地の状態や地形等の諸条件が異なりますので、作業の出し手・受け手がよく話し合い、**お互いが納得のうえで金額を決定**してください。

作業項目		金　額	備　考
賃金	農作業（男女とも）	9,000円	休憩:3回(午前、昼食、午後) ※昼食は1時間(作業員弁当持参)
作業料金	耕　起（10a）	10,000円	ほ場整備済水田
		12,000円	未整備水田
	代かき（10a）	14,000円	ほ場整備済水田
		15,500円	未整備水田
	耕起～代かき（10a）	24,000円	ほ場整備済水田
		27,500円	未整備水田
	機械田植え（10a）	11,000円	ほ場整備済水田
		12,000円	未整備水田

農業委員会からのお願い

◎農地の売買・転用には必ず農地法に基づく許可申請手続きが必要です。
◎農地の貸し借りにも手続きが必要となります。
◎許可申請書等の提出期限は**毎月５日**締切りとなっています。
※農地の転用は県知事許可となりますので、**毎月25日**までに必要書類を添付し提出してください。

問 **産業建設課（農業委員会事務局）**
☎0745-95-2001

令和5年度 森林環境譲与税使用事業について

森林環境譲与税とは?

市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされています。

また、森林環境譲与税は森林環境税として令和６年度から国内に住所を有する個人に対して課する国税として、年額 1,000 円のご負担をいただくことから、使途等を公表しなければならないとされています。

御杖村では令和５年度森林環境譲与税を以下の事業に使用します。

施業放置林整備マネージャー事業

森林をよく知るものを「マネージャー」として選任し、施業放置林の調査や森林所有者の特定を行い、施業放置林の解消に向けた普及啓発活動を実施します。

間伐促進事業

森林の有する多面的機能の維持増進を図り、森林の公益的機能を保持することを目的とし、御杖村内の森林整備を促進します。

木質バイオマスエネルギー供給促進事業

森林の公益的機能を発揮させるため、御杖村内の森林で適正な森林施業によって生産された間伐材などの搬出を促進し、森林資源を木質バイオマスエネルギーへの有効活用を図ります。

施業放置林整備事業

施業放置林の間伐、および間伐木の適切な処置を推進することで、山地災害発生防止をはじめとする森林の公益的機能の高度発揮を目指します。

森林環境整備事業

道路沿いの森林において倒木等により道路交通に支障を及ぼすことが懸念される危険木を伐採、撤去し、住民の安心安全な生活環境の保全を図ります。

御杖村観光協会の新規会員を募集します！

御杖村観光協会は、村外への物産販売出店や、三峰山霧氷まつりの開催など、御杖村の観光資源開発や産業振興を目的とした活動を行っています。

現在、令和5年度新規会員を募集しております。入会を希望される方は、4月14日（金）までに御杖村観光協会事務局（御杖村役場むらづくり振興課）へお問い合わせください。

応募資格：御杖村の観光事業に関係のある個人または団体及び法人
募集期間：令和5年4月14日（金）

問 御杖村観光協会　☎0745-95-2070

「やまと姫マラソン2023 inみつえ」のボランティアスタッフを募集します！

5月14日（日）に開催を予定しております「やまと姫マラソン 2023 in みつえ」で大会運営補助や交通整理などを行っていただける、ボランティアスタッフを募集します。
300名のランナーが御杖村を走り抜けるこのイベントを、一緒に盛り上げましょう！
申し込みについて詳しくは、役場むらづくり振興課までお問い合わせください。

資　格 18歳以上の方（村内外問わず）
募集人数 数名
募集期間 令和5年4月19日（水）まで
大会日時 令和5年5月14日（日）　9：00～13：00頃
ボランティア内容 「やまと姫マラソン 2023 in みつえ」での、会場運営スタッフや交通整理スタッフなど

※詳細につきましてはむらづくり振興課までお問い合わせください。

問 御杖村役場むらづくり振興課　☎0745-95-2001

うだ・アニマルパークでの出展者を募集します。

奈良県東部地域の魅力を発信するため、大和高原（東吉野）観光振興協議会では毎月第3土曜日・日曜日に「アニマルシェ」を開催し、物販・ワークショップ等を行っております。御杖村の魅力を伝えつつ出展いただける方のご応募をお待ちしております。

応募の詳細・出店に関する要件については下記事務局までお越し頂くか、ご連絡ください。

※出展できるスペースには限りがあります。ご応募頂いた後、協議会にて出展者を決定させて頂きますのでご了承ください。

問 大和高原（東吉野）観光振興協議会
御杖村役場むらづくり振興課　☎0745-95-2001

特殊詐欺等防止機能付き電話器（防犯電話等）購入費の一部を助成します

振り込め詐欺などの特殊詐欺の手口は、悪質で巧妙化しています。
被害の未然防止のため、高齢者を対象に「特殊詐欺等防止対策機器」の購入費を補助します。

対象者　次の要件を全て満たす個人
- 村内に住所を有し、かつ同一世帯に満65歳以上の世帯員が含まれていること
- 村税等を滞納していないこと
- 暴力団等に該当しないこと

対象経費　●特殊詐欺等防止対策機器に係る購入費及びその設置に係る費用

補助額　●補助対象経費の2分の1で、限度額1万円

申請期間　●予算額に達するまでの間、先着順で受付を行い、予算額に達したら受付を終了します。

問 御杖村役場　総務課　☎0745-95-2001（代）

優良運転者の表彰申請について

1 自動車運転者の交通マナーの向上を図るため、秋に優良運転者の表彰を行いますので該当される希望者は申請してください。

- **申請期間**　令和5年5月1日～5月31日
- **受付時間**　9:00～16:00　(12:00～13:00を除く)　※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

2 表彰を受けられる資格

(1)桜井警察署宇陀警察庁舎管内に住んでおられる運転免許保持者であること
(2)自動車及び原動機付自転車の運転を継続して行っていること

3 表彰の種別・条件

表彰の種別ごとに条件を充たしていることが必要です。

(1)ベストドライバー顕彰
- 上級顕彰を受けてから1年以上経過していること
- 過去10年以上無事故・無違反で、免許の停止処分を受けていないこと

(2)緑十字銅章
- ベストドライバー顕彰を受けていること
- 自己責任による交通事故が過去10年以上ないこと
- 交通違反が過去5年以上ないこと
- 運転経験10年以上であること

(3)近畿交通栄誉章
- 緑十字銅章を受けてから5年以上経過していること
- 運転経験20年以上であること
- 交通事故・交通違反が10年以上ないこと

※表彰人数に制限があり選考の上表彰されますので、あらかじめご了承ください。
※その他の表彰につきましては事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先　**桜井警察署宇陀警察庁舎内　一般財団法人　奈良県交通安全協会桜井支部協会　宇陀地区協会　☎0745-82-0110**

桜井宇陀広域連合　春の観光PR動画を公開しています。

桜井市・宇陀市・曽爾村・御杖村の「満開の桜や春の風景」を、ロング版とショート版の動画にしました。
YouTube 又は、当広域連合のホームページからご覧ください。
この機会に、桜井宇陀の観光スポットにお出かけしてみませんか。

お問い合わせ先　**桜井宇陀広域連合　総務課　☎0744-47-7077**
E-mail　info@sakurai-uda.or.jp
URL：https://www.sakurai-uda.or.jp

News from library

図書館だより

今月の読者からのおすすめの一冊

山女日記

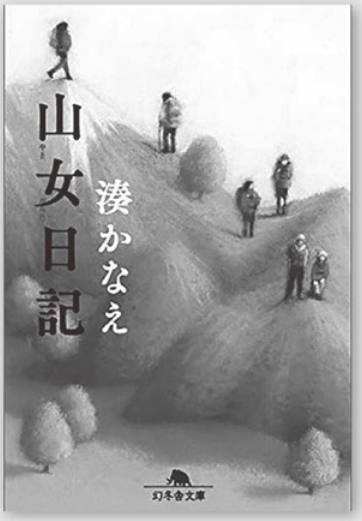

●著者／湊かなえ

私は山に囲まれて育ったせいか、山に登りたいという気持ちになったことはありませんが、山登りが趣味だという湊かなえさんをテレビで観て、この本を読んでみたいと思いました。

日本と海外の7つの山、それぞれを登る女性たちを主人公に物語が始まります。

ミステリーではないのですが、「この話はどういう展開になるのだろう」と、先へ先へと読み進めたくなります。

第一話は妙高山、主人公が婚約者の実家に行ったことで、彼の結婚に対する考えを聞き本当に結婚すべきか悩みます。

その悩みを解消すべく、同僚と山に登りますが、その途中にも心の葛藤や、複雑な人間関係が書かれています。そしてついに頂上にたどり着きホッとする二人、その時主人公に気持ちの変化がみられます。

結婚はどうするのか、同僚との関係はどうなるのか、すぐに解決しないところが、湊かなえさんの作品です。

楽しい山登りを本の中で体験させて頂きました。

この本を読んだ人｜ペンネーム／くうちゃん

新刊情報

パンどろぼう

パンどろぼう VS にせパンどろぼう

パンどろぼうとなぞのフランスパン

パンどろぼう おにぎりぼうやのたびだち

●柴田ケイコ（著）

シリーズ累計１７０万部突破！あの大人気『パンどろぼう』シリーズが御杖小中学校図書館に４冊入荷！
おいしいパンを探し求めるおおどろぼう、ふんわり山形の食パンに包まれたその正体は…？
子どもから大人まで、身近な人と“おいしそう”の気持ちを共有できる物語です。

御杖小・中学校開放図書館利用案内

場　　所　御杖小・中学校図書室（1階）
開放日時　毎週土曜日 13:00～17:00まで
貸出冊数（期間）　1人5冊まで（4週間以内）
小学校・中学校の蔵書も借りることができます。
リクエスト　読みたい本が書架に見あたらないときは、予約リクエストカードに記入してください。

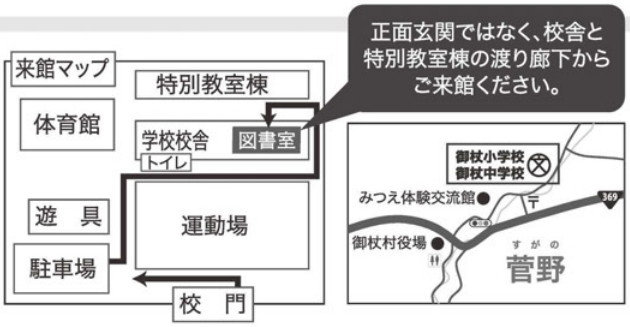

駐在所だより

御杖駐在所　☎95-2083

令和5年 4月号

自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう

令和5年4月1日、道路交通法の一部を改正する法律が施行されます。
自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めるとともに、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人にヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

現在
- **6歳未満の幼児**
- **6歳以上13歳未満の児童**
- **65歳以上の高齢者（奈良県自転車条例）**

▼

施行後
- **全年齢**

改正の趣旨は？

自転車の乗車者が頭部を受傷する交通事故において、乗車用ヘルメットは致死率を大幅に減少させることができるものですが、旧法の規定により、乗車用ヘルメットの着用率が努力義務とされている小学生については、乗車用ヘルメットの着用率が一定程度向上しているものの、高校生や65歳以上を含む多くの年齢層においては現在に至るまで着用率が横ばいに推移していることから、すべての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されることとなりました。
令和3年中の交通事故を分析すると、自転車乗車中の交通事故により負傷した人数は493人で、そのうちヘルメットを着用していたのは48人と1割にも満たない状況です。
被害軽減のため、自転車利用時にはヘルメットを着用しましょう。

警察署などの窓口時間が変更されました！

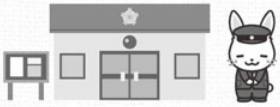

奈良県の各警察署（分庁舎を含む）と高速道路交通警察隊における一部業務の受付時間が下記のとおり変更されました。

- **変更年月日　令和5年2月1日（水）**
- **変更後の受付時間　月曜日から金曜日（祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く）**
  【午前の受付】午前8時30分～午後0時00分　【午後の受付】午後1時00分～午後4時00分
  ※午後0時～午後1時までは受付をしていません。
- **対象となる主な業務**
  1. 運転免許の更新、記載事項の変更、再交付
  2. 自動車保管場所証明申請（車庫証明）、道路使用許可申請、駐車・通行許可申請
  3. 安全運転管理者の選任等に関する届出、自動車運転代行業の申請
  4. 風俗・古物・質屋営業、警備・探偵業及び銃砲刀剣類の許可等に関する申請・届出

上記以外にも対象となる業務があります。詳しくは、県警察のホームページで確認してください。
窓口を利用される皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

明日香養護学校 教育相談・学校見学会・第1回体験学習のご案内

教育相談

日　時　事前にお電話でお申し込みください。相談日はご希望により調整させていただきます。（土・日・祝日は除く）
内　容　●肢体不自由を有する幼児児童生徒の就学や在宅訪問教育について、及び病弱教育対象の生徒の進学に関する相談について
●学校生活上の指導・支援について

学校見学会

日　時　5月の末～6月の上旬に日を設定して行います。（詳細は決まり次第HPに掲載します。）
内　容　本校（病弱教育部門・肢体不自由教育部門）の概要説明、また児童生徒が授業を受けている様子を見学していただきます。

第1回体験学習

対　象　肢体不自由を有する年長児、小学6年生、中学3年生とその保護者、担任
病弱教育対象の中学3年生とその保護者、担任
日　時　●肢体不自由教育部門　小学部 … 令和5年6月14日（水）13時20分～16時
中学部 … 令和5年6月21日（水）13時20分～16時
高等部 … 令和5年6月28日（水）13時20分～16時
●病弱教育部門　高等部 … 令和5年6月28日（水）13時20分～16時

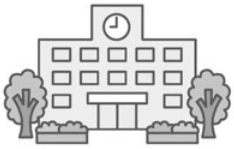

問い合わせ・申し込み
奈良県立明日香養護学校
高市郡明日香村川原410
☎0744-54-3380
（担当 教育支援部辻）

●学校の概要・詳細については、本校ホームページをご覧ください。
（「明日香養護学校」で検索してください。）
●尚、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、実施方法や開催日を変更する場合がございます。ご理解ご協力をお願いいたします。

姫石の湯（ひめし ゆ）

営業時間
11:00～20:00
（19:30受付終了）
☎0745-95-2641

村民向け入浴優待料金

村の制度として、村民限定料金（御杖村に住民票がある方限定）で姫石の湯の入浴料金がお得です。

《ご優待料金》
大人300円
小学生以下のお子様は無料
ご利用にあたりましてはフロントにてお問合せください。

村民カード見本

特別風呂

毎週月曜日は特別風呂の日
4月は「蓬の湯」

若草色のお湯が心を和ませるお風呂です。肌荒れを防ぎ、美容に効果があるヨモギエキス（保湿成分）配合。

毎月26日は『風呂の日』

ご入浴の際に「姫石ポイントカード」に2倍押印します！
4月は26日(水)です。
※26日が定休日の場合は翌日に振替となります。

姫石ポイントカードは10ポイントで次回無料ご招待。
20ポイントでさらに、次回無料ご招待と、いつでも使える「入浴招待券」1枚進呈いたします。

入浴料金改定のおしらせ

姫石の湯は、お客様の期待に沿うべく入浴料の価格を据置し企業努力を重ねて参りました。しかし、昨今の度重なる仕入・原料価格の高騰、輸送コスト上昇、電気代の上昇等により、これ以上企業努力ではとても追いつかない非常に厳しくつらい現状となっております。

つきましては、誠に不本意ながら4月1日より左記につきまして価格を改定させていただきます。何卒、ご理解、ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

ただし、御杖村に住民票のある方の入浴料金は上記の通り変わりません。（大人300円、小人無料）

	旧価格	新価格
大人	700円	800円
小人	350円	400円
回数券	5800円	7000円
タオル	180円	200円
旧600円の券は差額の200円をいただくこととなりました。		

御杖村のつみえちゃん

温泉カレンダー 4月

日	男湯	女湯	姫石の湯
1(土)	木風呂	石風呂	
2(日)	石風呂	木風呂	
3(月)	木風呂	石風呂	●
4(火)	定休日		
5(水)	木風呂	石風呂	◇
6(木)	石風呂	木風呂	◎
7(金)	木風呂	石風呂	
8(土)	石風呂	木風呂	
9(日)	木風呂	石風呂	
10(月)	石風呂	木風呂	●
11(火)	定休日		
12(水)	石風呂	木風呂	◇
13(木)	木風呂	石風呂	◎
14(金)	石風呂	木風呂	
15(土)	木風呂	石風呂	
16(日)	石風呂	木風呂	
17(月)	木風呂	石風呂	●
18(火)	定休日		
19(水)	木風呂	石風呂	◇
20(木)	石風呂	木風呂	◎
21(金)	木風呂	石風呂	
22(土)	石風呂	木風呂	
23(日)	木風呂	石風呂	
24(月)	石風呂	木風呂	●
25(火)	定休日		
26(水)	石風呂	木風呂	◇「風呂の日」
27(木)	木風呂	石風呂	◎
28(金)	石風呂	木風呂	
29(土)	木風呂	石風呂	昭和の日
30(日)	石風呂	木風呂	

●…特別風呂　◇…お隣町村感謝デー　◎…シルバーデー
※「姫石の湯バス」については、温泉へお問い合わせください。☎0745-95-2641

広報みつえ
2023 4 No.412

人事異動

村では、新年度に向けて職員の人事異動を4月1日付で発令しました。
※青色は異動職員、赤色は新規採用職員、緑色は再任用職員、(　　)は会計年度任用職員

所属課	課長・主幹	課長補佐	課　員
議会事務局	局長　森本 成則		
総務課	課長　**今井　智**	**中嶌 和範** 川上 暢子	鈴木 健司　箸中　駿　久保田 嵐　森田 ななみ 徳田 光昭　阪口 浩信　鈴木 徳宏　小田 勝稔
出納室	会計管理者　**松本 慶一**		平田 美緒
産業建設課	課長　古谷 匡敏	**菊山 大介** 登 隆太郎	盛岡 奏太　横山 友希　棚田 直人　**横川 隼也**
むらづくり振興課	課長　片岡 保昌	青海 昌睦	古谷 智士　**大西 聡史**　平田 瑞樹　**河端 作弥** **掛川 はる菜**
住民生活課	課長　仲子 雄史	**菊山 ケイ子**	小杢 裕介　峯　直美　大平 拓磨　**出上 大貴** **佐藤 誠祐**　田合　綾
保健福祉課	課長　川上 隆二 (診療所事務長兼務) 主幹　**古谷 依子**	森田 多美子 (保育所)	仲　敬子　古谷 静香　福岡 裕起　北見 明日未 **寺本 貴輝**　西窪 祐平 坂井 由香理　藪内 尚子　今西 嘉博
国保診療所	所長　竹田 啓		長山 理佳　**葛本 有利**（令和５年１月異動） 竹之内 麻記　(嶋 麻佑)
教育委員会	次長　中村 康幸	平田 悦久	古谷 嘉章　吉澤 さくら

出向及び退職等	
東宇陀環境衛生組合	**西田　椋**
桜井宇陀広域連合	竹村 信樹

元気に力走!第18回市町村対抗子ども駅伝大会

新型コロナウイルス感染防止による中止のため4年ぶりの開催となった「市町村対抗子ども駅伝大会」が3月4日土曜日、橿原市の橿原運動公園で行われました。

県下36市町村の代表チームが参加した本大会は、男女混合全6区間（1区間 1,630m　総距離 9,780m）で争われました。優勝は奈良市代表チームでタイムは34分06秒、御杖村代表チームのタイムは48分46秒でした。

児童数の減少に伴いチーム編成が難しくなっており、御杖村は4年生が走る唯一のチームでしたが、放課後に練習を重ね、大会では全員が自己ベストを更新し、チームがひとつとなって襷をゴールへつなぐことができました。

御杖村体育協会では、県内の子どもたちの体力向上と連帯感の育成を目標とするこの大会の趣旨に賛同し、今後も学校と協力を図りながら、選手のサポートを行っていきたいと考えています。

御杖村代表チーム
【6年生】小坂 さくら、張間 智貴
【5年生】中嶋 夏逢、平田 晴也
【4年生】岡田 有華、竹之内 姫音、山本 菫

紙面に掲載の行事やイベント等について
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今後、紙面に掲載の行事やイベント等が中止や延期となる場合があります。事前に、各問合せ先へご確認ください。

人のうごき（3月1日現在）　人　口 1,440(−10)　男 682(−4)　女 758(−6)　世帯数　786(−7)　※()は2月との比較

発行編集
奈良県宇陀郡御杖村 総務課広報係
☎0745-95-2001 FAX0745-95-6800
〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地
URL https://www.vill.mitsue.nara.jp/